

## 荒川地域を考える会会則

### (名称)

第1条 本会は、荒川地域を考える会(以下「会」という。)という。

### (目的)

第2条 本会は、荒川地域の住民相互の交流と親睦を図り、共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住み良い地域づくりに寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、地域住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上、レクリエーション及び少年健全育成等に関する活動を行う。

### (会員)

第4条 本会の会員は、荒川地域に居住する住民及び地域内を活動範囲とする各種活動団体とする。

### (事務所)

第5条 本会の事務所は、本会代表の住所地に置く。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)代 表 1名
- (2)副代表 2名
- (3)事務局長 1名
- (4)会 計 1名
- (5)監 事 2名
- (6)理 事 若干名

2 役員は、会員の互選により選任する。

3 代表及び監事は他の役員を兼ねることができない。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1)代表は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。

- ( 2 ) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- ( 3 ) 事務局長は、文書の收受、発送、記録等会務の処理に当たる。
- ( 4 ) 会計は、本会の出納その他の会計事務を処理し、関係帳簿類を管理する。
- ( 5 ) 監事は、会計の状況を監査する。
- ( 6 ) 理事は、会務の執行に当たる。

#### ( 役員の任期 )

第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。

#### ( 会議の種類 )

第 9 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

#### ( 通常総会 )

第 10 条 通常総会は、年 1 回開催する。

#### ( 臨時総会 )

第 11 条 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 会長が必要と認めたとき。
- ( 2 ) 総会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

#### ( 会議の構成 )

第 12 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、「監事を除く」役員により構成する。

#### ( 招集 )

第 13 条 総会及び役員会は、会長が招集する。

- 2 総会及び役員会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時並びに場所を示し、通知しなければならない。

#### ( 総会の機能 )

第 14 条 総会は、次に掲げる事項を審議し議決する。

- ( 1 ) 事業計画及び予算に関する事項

- ( 2 ) 事業報告及び決算に関する事項
  - ( 3 ) 役員を選任に関する事項
  - ( 4 ) 会則の改正に関する事項
  - ( 5 ) 地域計画の改正に関する事項
- 2 前項に定めあるもののほか本会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 議決 )

第 1 5 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決議する。

2 前項において同数のときは、議長の決するところによる。

( 会費 )

第 1 6 条 本会の会費は、青森市補助金と活動に要する臨時の会費を充てる。

( 会計年度 )

第 1 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日で終わるものとする。

( 会計監査 )

第 1 8 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

( 雑則 )

第 1 9 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、代表が別に定める。

付 則

この会則は、平成 22 年 10 月 28 日から施行する。

この会則は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。

平成 23 年 6 月 6 日開催の総会において決議された役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 6 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

平成 23 年度の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 6 日から始まり平成 24 年 3 月 31 日で終わることとする。